

四半期報告書

(第7期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	5
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	6
2 株価の推移	15
3 役員の状況	15

第5 経理の状況	16
----------	----

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21
2 その他	29

第二部 提出会社の保証会社等の情報	30
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月9日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久代 敏男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号

（注）平成23年2月1日から本店は下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第7期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第6期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高(百万円)	200,868	203,772	828,715
経常利益(百万円)	2,080	4,655	7,751
四半期(当期)純利益(百万円)	1,888	3,168	1,586
純資産額(百万円)	82,125	80,092	79,449
総資産額(百万円)	534,804	499,141	501,383
1株当たり純資産額(円)	111.93	107.94	106.91
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3.67	6.16	2.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3.18	5.49	2.60
自己資本比率(%)	12.7	13.2	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△6,025	6,976	39,041
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△3,199	218	△8,989
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,590	△10,730	△26,824
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	14,671	20,805	24,492
従業員数(人)	14,553	14,271	14,094

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	14,271	[10,641]
---------	--------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は []内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	145	[3]
---------	-----	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は []内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社従業員は、主に㈱マルハニチロ水産及び㈱マルハニチロ食品からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

当第1四半期連結会計期間における生産・仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
水産事業	119,474	—
食品事業	51,139	—
保管物流事業	3,217	—
報告セグメント 計	173,831	—
その他	1,998	—
合計	175,830	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 （百万円）	前年同四半期比 （%）	受注残高 （百万円）	前年同四半期比 （%）
その他	168	—	1,111	—

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
水産事業	129,166	—
食品事業	68,743	—
保管物流事業	3,562	—
報告セグメント 計	201,471	—
その他	2,300	—
合計	203,772	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先がないため省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益が改善し、設備投資が下げ止まるなど、持ち直してきているものの、雇用情勢は依然として厳しく、欧州諸国の財政危機により株安・円高の傾向が強まるなど、景気は厳しい状況が続いております。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、デフレが進行し、厳しい状況で推移しました。

このような状況のもとで、当社グループは中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブ21」（平成20年度から平成22年度）の最終年度の目標達成に注力してまいりました。

当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、減収傾向に歯止めが掛かり、コスト削減に努めた結果、売上高は203,772百万円（前年同期比1.4%増）、営業利益は4,897百万円（前年同期比138.8%増）、経常利益は4,655百万円（前年同期比123.8%増）、四半期純利益は3,168百万円（前年同期比67.8%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の基幹を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向を注視しながらお客様のニーズに対応した効率的な仕入れと販売を行い、収益の確保に努めました。

漁業・養殖事業では、漁撈事業の不漁により生産高が減少した一方、養殖事業のマグロやカンパチで出荷が増えると同時に原価の低減が奏功し、増収増益となりました。

北米事業では、ベーリング海スケソウダラ漁獲枠が2期連続で減少するなか、操業期間短縮、母船会社の統合など、経費削減を実現する一方、国内すりみ市況の持ち直しにより増収増益となりました。

水産商事事業では、エビ、サケ、カニ等、主要魚種を中心として堅調な販売が進むとともに、マグロ市況も回復傾向にあり、増収増益となりました。

荷受事業では、市場流通の販売不振及び鮮魚の浜値上昇により減収減益となりました。

戦略販売事業では増収となるも、量販店、外食向け共に仕入れ単価上昇を売価に転嫁できず減益となりました。

以上の結果、水産セグメントの売上高は129,166百万円（前年同期比3.9%増）、セグメント利益（前年営業利益に同じ）は2,099百万円（前年同期比2,605百万円増）となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

冷凍食品事業では、外食産業向けの販売低迷、市販用における一部原材料の値上がりやグループ工場の稼働率低下などにより、減収減益となりました。

加工食品事業では、缶詰の低価格化及び百貨店向けギフトの販売不振により減収となったものの、北海道生産拠点のコスト削減等収益構造の改善に努めたことなどから、増益となりました。

畜産事業では、国内での口蹄疫発生など厳しい事業環境ではありましたが、重点商材の選択と集中及び営業力の強化などを図ったことにより食肉が好調に推移し、増収増益となりました。

化成品事業では、フリーズドライ製品や健康食品の販売好調により、増収増益となりました。

また、アジア・オセアニア事業では、タイにおける生産工場の缶詰販売の伸び悩み、原材料費及び人件費の増加により減収減益となりました。

以上の結果、売上高は68,743百万円（前年同期比2.4%減）、セグメント利益は3,393百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

保管物流事業

お客様の在庫圧縮の傾向が続くなか、水産物をはじめ畜産品や冷凍食品の集荷営業活動を行いました。在庫数量は前年同期より増加したものの、出庫数量が入庫数量以上に増加したため、当四半期末の保管在庫数量は前年同期より減少いたしました。

輸配送事業や通関事業などの周辺事業は順調に推移いたしました。保管物流セグメントの売上高は3,562百万円（前年同期比6.4%減）、セグメント利益は209百万円（前年同期比20.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、手元資金並びに営業活動により得られた資金を、主として借入金の返済に使用した結果、当第1四半期末には20,805百万円と前連結会計年度末に比べ3,687百万円減少いたしました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は6,976百万円（前年同期は6,025百万円の支出）となりました。これは主に在庫圧縮に努めた結果、前年同期に比べ、たな卸資産の増加額が減少したことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果得られた資金は218百万円（前年同期は3,199百万円の支出）となりました。これは主に有価証券の償還などによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、営業活動により得られた資金を借入金の返済に充てたことにより、10,730百万円（前年同期は2,590百万円の収入）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、177百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループでは財務体質強化を図るため、㈱みずほコーポレート銀行他と総額33億円の特定融資枠契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は499,141百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,242百万円減少いたしました。これは主として現預金の減少並びに株価の下落等による投資有価証券の減少によるものであります。

負債は419,048百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,886百万円減少いたしました。これは主として借入金が減少したことによるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は80,092百万円となり、前連結会計年度末に比べ643百万円増加いたしました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
第二種優先株式	4,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	508,574,884	508,574,884	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株 (注1・14)
第一種 優先 株式 (注2)	7,030,000	7,030,000	—	単元株式数1,000株 (注3・4・5・6・ 7・14)
第二種 優先 株式 (注8)	4,000,000	—	—	単元株式数1,000株 (注9・10・11・12・ 13)
計	519,604,884	515,604,884	—	—

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 第一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
3. 第一種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。行使価額等の修正基準、行使価額等の下限等の定めの内容については以下のとおりであります。取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）の時価（以下それぞれ「時価」という。）が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(c)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）または50円のいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。
4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）
- (2) 発行株式数 第一種優先株式2,000万株
- (3) 発行価額 1株につき1,000円
- (4) 発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円
- (5) 払込期日 平成17年3月25日（金曜日）
- (6) 配当起算日 平成17年3月25日（金曜日）

- (7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。
- (8) 第一種優先配当金
- (イ) 第一種優先配当金の額
- 1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39円とする。
- (ロ) 非累積条項
- ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。
- (ハ) 非参加条項
- 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。
- (ニ) 第一種優先中間配当金
- 当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。
- (9) 残余財産の分配
- 当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (10) 議決権
- 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (11) 募集株式の割当てを受ける権利等
- 当会社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
- (12) 取得請求権
- (イ) 取得を請求し得べき期間
- 平成18年9月1日から平成27年3月24日まで
- (ロ) 取得の条件
- 第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。
- (a) 当初取得価額
- 当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- (b) 取得価額の修正
- 取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。
- (c) 取得価額の調整
- 取得価額は、第一種優先株式発行後、当会社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当会社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13) 取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(14) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

5. 第一種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
6. 第一種優先株式の権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
7. 第一種優先株式の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
8. 第二種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
9. 第二種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。行使価額等の修正基準、行使価額等の下限等の定めの内容については以下のとおりであります。
交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される。（修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

10. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、平成22年7月12日付で第二種優先株式4,000,000株を取得し、同日付で消却しております。

- (1) 種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）
- (2) 発行新株式数 第二種優先株式 4,000,000株
- (3) 発行価額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(2)の発行数で除した金額
- (4) 資本及び資本準備金組入額 資本組入額 0円
資本準備金組入額 0円
- (5) 発行価額の総額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額

- (6) 資本及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 0円
資本準備金組入額の総額 0円
- (7) 発行日 平成19年10月1日(月曜日)
- (8) 発行方法 本株式交換の効力発生日前日の最終の株式会社マルハニチロ食品の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する株式会社マルハニチロ食品優先株式1株につき当社の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付する。
- (9) 第二種優先配当金
- (イ) 第二種優先配当金
- 当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金(以下「第二種優先配当金」という。)を配当する。
- (ロ) 第二種優先配当金の額
- 1株あたりの第二種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下「第二種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。なお、初年度の第二種優先配当金についても、日割り計算は行わず、上記と同額とする。
- 第二種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が80円を超える場合は、第二種優先配当金の額は80円とする。
- 第二種優先配当率は、平成19年10月1日以降、次回配当率修正日(下記に定義される。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
- 平成22年3月期にかかる配当まで
第二種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.5%
- 平成23年3月期にかかる配当から
第二種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物) + 3.0%
- 第二種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 「配当率修正日」は、平成19年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。
- 「日本円TIBOR(1年物)」とは、平成19年3月30日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。
- (ハ) 累積条項
- ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。
- (ニ) 非参加条項
- 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。
- (10) 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (11) 議決権
- 第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (12) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等
- 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当社は、第二種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
- (13) 取得請求権
- 第二種優先株主は、当社に対して、下記に定める条件により、当社が第二種優先株式を取得すると引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(イ)第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

(ロ)第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式数の算定方法

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求に際して提出した第二種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金銭の交付は行わない。

(ハ)第二種優先株式の取得を請求することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

(ニ)交付価額

(a)当初交付価額

当初交付価額は、平成22年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(b)交付価額の修正

交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される。（修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

(c)交付価額の調整

①第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。交付価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 交付価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）、調整後交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該権利行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- (iv) 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。交付価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用する。
- (v) 上記(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- ②上記①に掲げる場合のほか、(i)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割等により交付価額の調整を必要とする場合、(ii)その他当会社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により交付価額の調整を必要とする場合、(iii)交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるときには、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。
- ③交付価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後交付価額を適用する日（ただし、上記①(v)の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記①または②で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、交付価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とし、また、交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から自己株式の数を控除した数とする。
- ⑤交付価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記①(i)の場合は当該払込金額（無償割当ての場合は0円）
- (ii) 上記①(ii)の場合は0円
- (iii) 上記①(iii)の場合は、当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。
- (iv) 上記①(iv)の場合は0円
- (v) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ホ)取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(ヘ)取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(14)取得条項

当社は、取得を請求することができる期間中取得請求のなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、その全てを取得する。当社は、第二種優先株式を取得すると引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額をもって一斉取得価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(15)優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(16)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 第二種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
12. 第二種優先株式の権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
13. 第二種優先株式の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
14. 提出日現在発行数には、平成22年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	1,070,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数等(株)	—	3,627,118
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	295
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	1,069

②第二種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数等(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(注) 当社は、2007年10月1日付で株式会社ニチロと株式交換による経営統合を実施し、株式会社ニチロ優先株式4,000,000株に対して、当社が新たに発行した第二種優先株式4,000,000株を株式会社ニチロ優先株主に割当交付しております。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	519,604,884	—	31,000	—	12,250

(注) 平成22年7月12日付で第二種優先株式4,000,000株を取得後、同日付で消却しております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000 第二種優先株式 4,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 318,000 (相互保有株式) 52,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 495,954,000	495,954	同上
単元未満株式	普通株式 12,250,884	—	—
発行済株式総数	519,604,884	—	—
総株主の議決権	—	495,954	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数15個が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合（%）
（自己株式） 株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	318,000	—	318,000	0.06
（相互保有株式） 境港魚市場株式会社	鳥取県境港市昭和町9番 地7	50,000	—	50,000	0.01
株式会社ニチロサンフ ーズ	新潟県長岡市南陽一丁目 1027番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	370,000	—	370,000	0.07

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

（1）普通株式

月別	平成22年4月	5月	6月
最高（円）	138	143	152
最低（円）	131	124	135

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

（2）第一種優先株式

当社第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

（3）第二種優先株式

当社第二種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、名称が有限責任 あずさ監査法人に変更されました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,678	25,458
受取手形及び売掛金	97,352	91,678
有価証券	1,645	3,156
商品及び製品	88,627	86,989
仕掛品	11,784	11,998
原材料及び貯蔵品	15,808	15,805
短期貸付金	2,043	1,723
繰延税金資産	4,234	3,940
その他	11,581	12,179
貸倒引当金	△863	△925
流動資産合計	253,892	252,006
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	* 51,340	* 51,633
機械装置及び運搬具（純額）	* 27,668	* 28,271
土地	63,833	63,542
建設仮勘定	2,540	2,349
その他（純額）	* 2,045	* 2,124
有形固定資産合計	147,429	147,922
無形固定資産		
のれん	18,602	18,908
その他	7,720	7,900
無形固定資産合計	26,323	26,808
投資その他の資産		
投資有価証券	26,730	29,110
長期貸付金	14,272	15,065
繰延税金資産	15,292	15,046
その他	25,979	26,056
貸倒引当金	△10,780	△10,632
投資その他の資産合計	71,495	74,646
固定資産合計	245,248	249,377
資産合計	499,141	501,383

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,220	32,033
短期借入金	183,791	186,526
未払法人税等	1,016	2,234
引当金	1,569	1,515
その他	35,143	31,556
流動負債合計	255,742	253,865
固定負債		
長期借入金	123,513	128,194
繰延税金負債	5,665	5,906
退職給付引当金	27,329	26,890
その他の引当金	403	399
その他	6,393	6,678
固定負債合計	163,306	168,068
負債合計	419,048	421,934
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	35,780	35,780
利益剰余金	7,752	6,340
自己株式	△61	△59
株主資本合計	74,471	73,060
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,938	△346
繰延ヘッジ損益	13	12
為替換算調整勘定	△6,621	△7,129
評価・換算差額等合計	△8,546	△7,464
少数株主持分	14,168	13,852
純資産合計	80,092	79,449
負債純資産合計	499,141	501,383

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	200,868	203,772
売上原価	174,284	174,800
売上総利益	26,584	28,971
販売費及び一般管理費		
販売手数料	2,073	2,082
保管費	2,033	2,015
発送配達費	4,145	4,240
広告宣伝費及び販売促進費	1,163	1,011
従業員給料	5,454	5,264
法定福利及び厚生費	1,056	1,068
退職給付費用	992	922
減価償却費	419	438
研究開発費	183	177
のれん償却額	314	312
その他	6,694	6,540
販売費及び一般管理費合計	24,532	24,074
営業利益	2,051	4,897
営業外収益		
受取利息	88	66
受取配当金	696	667
為替差益	211	18
持分法による投資利益	115	69
雑収入	544	305
営業外収益合計	1,655	1,128
営業外費用		
支払利息	1,278	1,086
雑支出	347	284
営業外費用合計	1,626	1,370
経常利益	2,080	4,655

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
特別利益		
前期損益修正益	0	0
固定資産売却益	36	17
貸倒引当金戻入額	80	88
事業整理損失引当金戻入額	* 619	—
その他	22	44
特別利益合計	760	150
特別損失		
前期損益修正損	1	17
固定資産処分損	43	95
減損損失	41	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	74
その他	62	51
特別損失合計	149	238
税金等調整前四半期純利益	2,691	4,567
法人税、住民税及び事業税	698	982
法人税等調整額	△163	68
法人税等合計	534	1,051
少数株主損益調整前四半期純利益	—	3,516
少数株主利益	268	347
四半期純利益	1,888	3,168

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,691	4,567
減価償却費	3,248	3,343
減損損失	41	—
のれん償却額	305	312
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△213	81
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	503	423
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△619	—
受取利息及び受取配当金	△785	△733
支払利息	1,278	1,086
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,892	△5,501
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,629	△1,092
仕入債務の増減額 (△は減少)	396	2,141
その他	896	4,294
小計	△4,780	8,922
法人税等の支払額	△1,245	△1,946
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,025	6,976
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△7	△7
投資有価証券の売却及び償還による収入	3	1,543
有形固定資産の取得による支出	△2,795	△2,304
有形固定資産の売却による収入	150	43
貸付けによる支出	△652	△1,033
貸付金の回収による収入	75	1,256
利息及び配当金の受取額	293	759
その他	△267	△39
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,199	218
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,291	2,668
長期借入れによる収入	16,240	3,706
長期借入金の返済による支出	△7,738	△13,839
配当金の支払額	△1,765	△1,757
少数株主からの払込みによる収入	20	—
少数株主への配当金の支払額	△436	△204
利息の支払額	△1,385	△1,239
その他	△53	△62
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,590	△10,730
現金及び現金同等物に係る換算差額	16	△151
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,618	△3,687
現金及び現金同等物の期首残高	21,289	24,492
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 14,671	* 20,805

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社であった㈱オホーツクニチロ、青森罐詰㈱、㈱ニチロ十勝食品については、当第1四半期連結会計期間においてデージー食品工業㈱を存続会社とする㈱マルハニチロ北日本に吸収合併したため、連結子会社の数が減少しております。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(2) 変更後の連結子会社の数 92社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1百万円、税金等調整前四半期純利益は75百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は93百万円であります。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 (3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	<p>一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
* 有形固定資産の減価償却累計額は、215,524百万円であります。	* 有形固定資産の減価償却累計額は、212,900百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
* 「事業整理損失引当金戻入額」の内訳 マダガスカル事業売却の基本契約締結による損失見込額の見直しにより前連結会計年度に計上した、事業整理損失引当金の取崩し618百万円、その他1百万円であります。	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 15,825百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 1,154百万円 現金及び現金同等物 14,671百万円	現金及び預金勘定 21,678百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 873百万円 現金及び現金同等物 20,805百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日
至平成22年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 508,574,884株
第一種優先株式 7,030,000株
第二種優先株式 4,000,000株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 348,095株
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,524	3	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
	第二種優先株式	90	22.70	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,524百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は、1,524百万円であります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	124,285	70,408	3,807	2,367	200,868	—	200,868
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,719	1,442	1,231	138	7,532	(7,532)	—
計	129,004	71,851	5,038	2,506	208,401	(7,532)	200,868
営業利益(又は営業損失)	△506	3,273	264	82	3,113	(1,061)	2,051

(注) 1. 事業区分は主として内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分	主要製品
水産事業	漁業、魚介類販売業、荷受業
食品事業	食品加工・販売業
保管物流事業	冷蔵倉庫業、運送業
その他の事業	海運業ほか

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	185,828	7,333	409	6,763	534	200,868	—	200,868
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	889	4,345	—	2,433	98	7,766	(7,766)	—
計	186,717	11,678	409	9,196	633	208,635	(7,766)	200,868
営業利益(又は営業損失)	3,008	△199	△24	579	44	3,408	(1,356)	2,051

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北 米 : アメリカ

ヨーロッパ : イギリス、スイス、オランダ

ア ジ ア : タイ、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン

その他の地域 : マダガスカル、ニュージーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高がいずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、報告セグメントごとに取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「魚」をコアにした水産食品企業グループであり、製品・サービスの特性、市場及び顧客の種類などの要素で多面的にとらえて編成した複数の事業セグメント（当社呼称上の“事業ユニット”）を、主に事業類似性の観点から、集約基準及び量的基準に基づいて集約したうえで、「水産事業」、「食品事業」、「保管物流事業」の3つを報告セグメントとしております。

「水産事業」は、漁業、養殖、買付、加工及び販売を行っております。

「食品事業」は、冷凍食品、缶詰、フィッシュソーセージ、レトルト食品、健康食品、畜産品、その他の加工品の製造及び販売を行っております。

「保管物流事業」は、冷凍品の保管及び輸配送を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	水産事業	食品事業	保管物流 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	129,166	68,743	3,562	201,471	2,300	203,772	—	203,772
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,570	1,525	1,264	7,360	126	7,487	△7,487	—
計	133,737	70,268	4,826	208,832	2,427	211,259	△7,487	203,772
セグメント利益	2,099	3,393	209	5,702	127	5,829	△932	4,897

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料等の保管業、海運業、不動産業、ホテル業、包装梱包機等の製造販売業及び毛皮の製造販売業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△932百万円には、セグメント間取引消去139百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用が△1,071百万円含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

デリバティブ取引において、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額は、当連結会計年度の期首時点と比較して著しい変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

賃貸等不動産において、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 107.94 円	1株当たり純資産額 106.91 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	80,092	79,449
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	25,234	25,114
(うち優先株式に係る純資産)	(11,030)	(11,030)
(うち少数株主持分)	(14,168)	(13,852)
(うち優先株式配当金)	(35)	(231)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	54,858	54,335
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	508,226,789	508,240,174

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 3.67 円	1株当たり四半期純利益金額 6.16 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 3.18 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 5.49 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,888	3,168
普通株主に帰属しない金額(百万円)	22	35
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,865	3,132
普通株式の期中平均株式数(千株)	508,271	508,233
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	22	21
(うち優先株式配当金)	(22)	(35)
(うち子会社の発行する潜在株式調整額)	(△0)	(△14)
普通株式増加数(千株)	86,171	65,961
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

〔自己株式の取得及び消却〕

当社は、平成22年7月12日開催の取締役会において、当社優先株式を取得及び消却することを決議し、7月12日に実施いたしました。その内容は以下のとおりです。

自己株式の取得

- | | |
|------------|----------------|
| ・取得した株式の種類 | 当社第二種優先株式 |
| ・取得した株式の総数 | 4,000,000株 |
| ・取得価額 | 1株につき1,020円 |
| ・取得価額の総額 | 4,080,000,000円 |
| ・取得先 | 農林中央金庫 |

自己株式の消却

- | | |
|------------|------------|
| ・消却した株式の種類 | 当社第二種優先株式 |
| ・消却した株式数 | 4,000,000株 |

本件により、資本剰余金が4,080,000,000円減少いたしました。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当該取引残高が前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月9日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。